## 令和 4 年度(2022年度)第 3 回横須賀市情報公開審査会議事録

- 日 時 令和4年8月8日(月)10:00~11:15
- · 場 所 横須賀市役所本庁舎3号館3階 302会議室
- 出席委員 三浦委員長 内藤委員 板垣委員 大友委員 駒田委員
- 事務局 総務部総務課 笠原課長 中島課長補佐 日根主任 浦島
- ・ 傍 聴 者 なし
- ・ 諮問資料 「横須賀市情報公開条例の見直しについて」

### 1 開 会

# 2 議 題

横須賀市情報公開条例の見直しについて(諮問)

## <審議事項>

(委員長)議題「横須賀市情報公開条例の見直し」について、審議を行いたい。まずは、事務局から、諮問事項についての説明を求める。

(事務局が、諮問資料「横須賀市情報公開条例の見直しについて」に沿って諮問事項の説明を 行った。)

**(委員長)** ただいま事務局から説明があった諮問事項三点について、議論の拡散を防ぐため、 一点ずつ順に審議することとしたい。

## (1) 非公開情報の追加について(第7条関係)

(委員長)まず、一点目「非公開情報の追加について(第7条関係)」に関して、個人情報保護法の改正については学会等でも度々取り上げられているため、各委員におかれては既に承知されているものと思われるが、改めて、行政機関等匿名加工情報とは何かという点について御質問があれば承りたい。

### <各委員>質問等なし

(委員長) それでは、行政機関等匿名加工情報を、条例第7条に規定する非公開情報に追加することについて、御意見、御質問等あれば発言をお願いしたい。

(委員)横須賀市では、非識別加工情報の制度は導入していないのか。

(事務局)本市では導入していない。

(委員)見直しの趣旨としては、情報公開条例において行政機関等匿名加工情報を非公開とする旨明記するということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) その理由として、行政機関等匿名加工情報の利用・提供に当たっては、事業者からの提案、手数料納付等を経ることとなっているためとの説明があったが、当該手数料の額は

具体的にはいくらなのか。

- (事務局) 21,000円に行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 又は行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた事業者に支払う額を加えた額である。
- (委員)分量によっては高額な手数料になることも想定される。そのような手続きを経て 事業者に提供されるところ、公文書公開制度を利用すると非常に廉価な手数料で入手すること ができてしまうのであれば、それは非公開とすべきであろう。
- (委員)国の情報公開法にも同様の規定が整備されているのか。
- (事務局)本日、席上に配布させていただいた「情報公開条例の改正を行う場合の条文イメージ」という資料は、国の個人情報保護委員会から送付された条文例であるが、国の情報公開法は、既に当該資料で示された条文例のとおりに改正されている。
- (委員)方向性は諮問されたとおりで良いと考えるが、所感としては、これまでの情報公開制度は、いかなる情報であっても、実費より多少安い程度の手数料で、そして誰であったとしても何人にでも公開するという制度であったことを考えると、今回の行政機関等匿名加工情報の利用に係る欠格事由や加工の手数料を加算するというやり方は、かなり異質な規定であると考える。しかしながら、行政機関等匿名加工情報の趣旨からすれば仕方がないと考えられるため、結論としては、これで良いと考える。
- (委 員)横須賀市でも、特定の事業者が、地図作成の基となる情報を入手するために住居表示台帳関係の大量請求している事例があったと記憶しているが、今でも続いているのか。

(事務局)続いている。

- (委員) 当該事例が社会的に問題となったとき、そのような商業的利用については認めるべきでないのではないかという議論があったが、情報公開制度の趣旨からすると、ただいま委員の発言にあったように、何人も、いかなる情報であっても、どのような目的であったとしても、それは問わないということが大きな柱であるから、商業目的だからということでそれを排除することはできない。手数料等によって差別化することはあっても、どこからどこまでが商業的利用になるかということが確定できない点は、非常に難しい問題であると思われる。そういった意味では、今回の件はどうかという話になるが、情報公開法が、行政機関等匿名加工情報というものを非公開情報として改めて定義した趣旨に照らすと、本市においても同様の取扱いをすべきと判断するしかないのではないか。
- (委員)作成するための費用がかかった情報だからという理論を持ち出してしまうと、行政機関の保有する情報というものは、先ほどの地図に限らず多大な費用をかけて作成されたものがほとんどである。したがって、作成にかかった分だけの実費を徴収できるのであれば徴収したいところではあるが、それは情報公開の精神には沿わないと考える。しかしながら、行政機関等匿名加工情報については、諮問されたとおり非公開情報に追加することが適当であろう。
- (委員)行政機関等匿名加工情報及び削除情報については、個人情報保護法が改正され、制度として運用が開始されてしまう以上、非公開情報に追加するしかないのではないかと考える。制度理念という話までは立ち入らず、一旦そういうものだと考えざるを得ないのではないか。
- (委員長) 他に御意見等あれば承りたい。
- (委員)条文の見直しについては、諮問されたとおりでよいと考える。なお、個人情報保護委員会の資料からは読み取れなかったため確認するが、行政機関等匿名加工情報の提案の募集について、横須賀市で運用を開始する場合、具体的にどの部局が担当することとなるのか。

**(事務局)** 現在庁内で検討しているところであるが、おそらく経営企画部又は総務部のどちらかが担当することとなる。

(委員) その場合の手続きはどのように定めるのか。

(事務局)基本的には、個人情報保護法で大枠の手続きが規定されているため、そちらに基づき運用することとなる。なお、細目について不足する部分があったとしても、条例事項ではないと考える。

(委員)条例事項ではないとすると、どのように定めるのか。

(事務局) 規則、要綱、要領等で定めることを検討していきたい。

(委員) 法施行条例では何も定めないということか。

**(事務局)** 手数料については、条例で定めなければならないこととされているため、手数料のみ法施行条例に規定する。

(委 員)行政機関等匿名加工情報の利用に当たっては、事業者との間で契約を締結するのか。

(事務局) そのとおりである。

(**委** 員) 一連の流れの中で行政処分に該当する手続きはないということでよいのか。審査 結果通知についても、それ自体に処分性はなく、契約の一連の流れと解されるのか。

(事務局) 個人情報保護委員会からは、契約行為である旨の見解が示されている。

(委員)とにかく契約行為としてコントロールせよというのが、今回のこの制度の肝であろう。したがって、どのような契約を締結する必要があるかなど、雛形のようなものは個人情報保護委員会が提示してくるのではないだろうか。個人情報保護法が、申請ではなく提案という語句を用いていることからも、契約の一連の流れと考えるべきであろう。

(委員) 行政機関等匿名加工情報について、そもそも提案というのは何を提案するのか。 どのように行政機関等匿名加工情報を利用したいかということ提案をするということか。

(事務局)まず、一年に一回程度、例えば本市の動物の飼養者名簿や介護保険認定度リストなど1,000人以上の個人情報が含まれる個人情報ファイル名を一覧化し、公表する。その後、事業者が本市に対し、どの個人情報ファイルをどのような事業に活用したいかを提案することとなる。本制度について、県及び政令指定都市では令和5年4月1日から開始することが義務化されている一方、中核市以下は開始することができる旨の規定にとどまっているため、本市ではすぐには開始しないが、いつでも開始できるよう手数料については法施行条例に定めることとしている。

(委員長)他に御意見等ないようであれば、「非公開情報の追加について(第7条関係)」 については、諮問されたとおり条例を見直すことは適当である旨を答申することとしてよろし いか。

#### **<各委員>**了承

#### (2) 諾否決定期間の見直しについて(第11条関係)

(委員長)続いて、二点目「諾否決定期間の見直しについて(第11条関係)」についての審議を行うこととする。本市の情報公開条例に規定する諾否決定期間は、「請求があった日から起算して15日以内」という規定から初日を算入して15日としているところ、これを個人情報保護法の期間計算方法に合わせ初日不算入に見直すとのことである。初日不算入に見直した場合、事実上、諾否決定期間が1日延びることとなるため、利用者にとって、その分は不利益になる

おそれがある。なお、本市の諾否決定期間の延長制度はどのようになっていたか。

(事務局)情報公開条例第11条第4項の規定により、「請求があった日から起算して60日」 を限度として延長することができ、また、同条第5項の規定により、公開請求に係る公文書が 著しく大量な場合には、「相当の期間内」に諾否決定ができることとしている。

(委員) 15日、60日という期間の設定は、他の地方公共団体でも同様か。

(事務局)多くの地方公共団体の情報公開条例が同様の期間を設定しているが、国の情報公開法は30日としている。

(**委** 員) それでは、どの地方公共団体においても本市と同様に、初日を算入することによる期間計算方法の問題に直面しているということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員)他の地方公共団体では、諾否決定期間に初日を算入しない分、諾否決定期間を1日延ばす取扱いとしているのか。

(事務局) そのような取扱いとしている地方公共団体もある一方、初日を不算入とした上、 諾否決定期間を15日から14日に短縮し、総日数が延びないよう調整している地方公共団体もあ る。

(委員)本市の情報公開条例が当初15日と設定した理由も、初日を算入する前提があったからであって、実態としては14日という意図があったのではないか。

(事務局)情報公開条例制定当時の資料を確認しても、そのような細かいことまでは記録されていなかったため定かではないが、少なからず委員の御指摘にあるような意図も含まれていたのではないかと推察される。

(委員)民法の原則が初日不算入であるところ、一般的には初日不算入として制度設計をしそうなものであるが、情報公開条例の制定当時、なぜ初日を算入することとしたのか疑問である。なお、本件のように条例の見直しを行う際は、その他の関連規定を併せて見直すことが多いと思われる。例えば、先ほど委員から御発言があったような諾否決定期間の延長規定が整備されていない場合には、実務的な事情に合わせて規定を整備すべきであるが、本市では既に大量請求に関する対応等を情報公開条例第11条第4項及び同条第5項に規定している。実務的な観点から、当該規定の見直しの必要が生じなかったと考えてよいのか。

**(事務局)** 延長規定に関しては、制度運用上問題になることは特段なかったため、見直しは 行わない予定である。

(**委 員**) 諾否決定期間に事実上変更がないようにするならば、諾否決定を14日に短縮しなければならないということか。

**(事務局)** そのとおりである。

**(委員長)** 先ほどの事務局の説明からすると、そのような改正をしている地方公共団体もあるということか。

(事務局)いくつかの地方公共団体はそのような改正を行っている。ただし、本件見直しが、個人情報保護制度との整合を図ることを目的としているところ、情報公開条例のみ諾否決定期間を14日に短縮することとした場合、その点でまた個人情報保護制度との不整合が生じることとなるため、事務局としては、諾否決定期間の短縮はせず、初日不算入とした上、現状の15日を維持することとしたいと考えている。

(委員)個人情報保護制度は、諾否決定期間を15日とすることで決定したのか。

(事務局) 現在は、その方向で議論が進んでいる。

(委員) それほど議論にはならなかったのか。

(事務局) 横須賀市個人情報保護運営審議会では、特段の御意見はいただいていない。

(委員)個人情報保護条例においても、情報公開条例と同様に諾否決定期間は初日算入の 15日として制度運用してきたところ、法改正に伴い初日不算入の15日に改正するということか。 (事務局) そのとおりである。

(委員)個人情報保護法では、諾否決定期間については、地方公共団体の施行条例で定めることとされているのか。

(事務局)個人情報保護法では、諾否決定期間は原則として30日と定められているが、地方公共団体の条例で、これより短い期間を独自に定めることができることとされている。本市は、現行の個人情報保護条例が諾否決定期間を15日と定めているところ、30日とすることは適当ではないと考えている。

(委員)個人情報保護法において諾否決定期間が15日と定められているのであれば、本市も15日とすることに何ら問題はないが、法が30日なのであれば、この際30日に合わせたほうがよいのではないかというのが率直な感想である。個人的に、通常、初日は不算入であるという認識であるため、本市の条例があえて初日を算入することとしたのはなぜなのか気になるところであるが、詳細な理由までは確認できなかったのか。

(事務局)初日を算入することで可能な限り諾否決定期間を短くし、請求者の利に資するよう配慮したものである旨の記載は確認することができた。

(委員)情報公開条例の制定は比較的早い時期であったと記憶しているが、いかがか。

(事務局)情報公開条例は、平成13年の施行である。

(委員) 先行する条例はないか。

(事務局)公文書公開条例が、平成8年に施行されている。

(**委員**) 当該条例の立法趣旨が、請求者の利に資するよう配慮したものであったということか。

(事務局) そのように推察される。

(委 員) 立法趣旨からすると、諾否決定期間は今回の見直しで14日に短縮すべきなのではないか。初日は不算入とするものの15日を維持するのでは、中途半端であるように感じられる。

(委 員)横須賀市個人情報保護運営審議会では、諾否決定期間を短縮すべきか否かという 点について、立法趣旨に遡ってまでの議論はなされなかったのか。

(事務局) 立法趣旨に遡ってまでの議論はなされていない。なお、個人情報保護法では、諾否決定期間に加えて最大30日しか延長することができないこととされているため、従前本市では、最大60日まで諾否決定期間を確保できていたところが、最大45日となってしまうこととなる。横須賀市個人情報保護運営審議会では、こちらの問題の方が大きな議論になった。事務局において、諾否決定期間を14日に短縮してはどうかという議論がなかったわけではないが、ただいま申し上げたように諾否決定期間を延長する期間が15日も短縮されたことに加え、さらに諾否決定期間を14日に短縮した場合、実施機関が行う事務処理に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、15日を維持する方針としたところである。

(委員)個人情報保護法に合わせて諾否決定期間を30日、諾否決定期間を延長する期間を最大30日としておけば、そのような懸念は生じなかったのではないか。あえて、15日にこだわった理由は何か。

**(事務局)** 現状15日であったものを30日に延ばすということは、請求者に与える不利益が著

しいと考えたためである。また、単に個人情報保護法の規定に合わせたというだけでは、改正理由として不十分であるとも考えている。諾否決定期間が初日不算入の15日では、請求者にとって1日分の不利益が生じるように受け取られてしまうおそれはあるが、先ほど申し上げたように、これまで最大60日であった諾否決定期間が最大45日に短縮されることに加え、国よりも総日数では大幅に短い期間を設定していることを踏まえると、初日不算入とした上、現状の15日を維持する方針とさせていただきたい。

(委員) ただいまの説明を踏まえても、やはり諾否決定期間は14日に短縮したほうがよいのではないかと感じられる。個人情報保護法に合わせて諾否決定期間を30日とし、諾否決定期間を延長する期間も法律に合わせて30日であれば、総日数は60日で現行規定と変わらないため、請求者にとっての不利益は生じないという理屈も成り立つのではないかと考える。先ほど説明があったように、請求者に与える不利益に配慮しているのであるとすると、諾否決定期間を初日不算入の15日として事実上1日分延長してしまうことの方が、よほど説明がつかないのではないか。仮に初日不算入の15日とする方針を維持するのであれば、次世代の職員が条例改正を行うときのためにも、検討の経過を詳細に記録しておくべきであると考える。

(事務局) ただいま御指摘いただいたとおり、諾否決定期間を初日不算入の15日として事実上1日分延長してしまうことについては、決定的な理由がなく、現行規定の15日という数字に縛られていたため、改めて精査することとしたい。また、本日いただいた御意見は、横須賀市個人情報保護運営審議会にも共有し、そちらからも御意見をいただいた上で、制度間での整合を図っていくこととさせていただきたい。

(委員長)他に御意見等ないようであれば、これまでの審議を踏まえ、「諾否決定期間の見直しについて(第11条関係)」については、初日を不算入とする見直しは適当であるが、諾否決定期間を14日に短縮するなど請求者にとっての不利益が最小限となるよう配慮すべきである旨答申することとしてよろしいか。

## **<各委員>**了承

## (3)横須賀市情報公開審査会の改称について(第19条・第20条の2・第23条関係)

(委員長)最後に「横須賀市情報公開審査会の改称について(第19条・第20条の2・第23条関係)」についての審議を行うこととする。現在、本市では、情報公開審査会と個人情報保護審査会とがそれぞれ独立して設置されているところ、個人情報保護審査会は平成24年度以降、運用実績がないとのことである。一方、情報公開審査会は、断続的に運用実績があるため、審議ノウハウの一元化等を目的として両者を統合し、「横須賀市情報公開・個人情報保護審査会」に改称することが提案されている。このことについて、御意見、御質問等があれば発言をお願いしたい。

(委員) それぞれの審査会の事務局は、別々の課内に設置されているのか。

(事務局) 担当者は異なるが、いずれも事務局は総務部総務課に設置されている。

(委 員) 統合することのメリットとして、人件費等の費用的な部分が大きいと思われるが、 その点については削減されるのか。

(事務局) 人件費等の費用は少なからず削減される。

(委員)県内の他の地方公共団体における状況は把握しているか。

(事務局)横浜市、川崎市、相模原市等は「情報公開・個人情報保護審査会」として設置しているようである。

- (委員)情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合することについて異論はない。しかしながら、他の地方公共団体の審査会に諮問される審査請求事案の3割から4割程度は個人情報関係であるところ、横須賀市では10年以上にわたり個人情報保護審査会に対して審査請求事案が諮問されていないことは、非常に珍しいことと思われる。横須賀市でも、保有個人情報の開示は少なからず請求があり、中には開示の決定等に不服がある請求者も一定数はいるものと思われるが、いずれの案件も審査請求に至っていないことについて、制度所管課としての事務局の所感はいかがか。
- (事務局) ただいま委員から御指摘のあったとおり、実施機関がした開示の決定等に不服がある請求者は一定数いたが、初期対応として、直ちに審査請求を案内するのではなく、保有個人情報を開示した所管課と改めて話をしていただくなどの対応をした結果、最終的に審査請求には至らなかった案件は多数存在する。
- (**委** 員)情報公開審査会と個人情報保護審査会とをそれぞれ独立して設置した理由は確認できているか。
- **(事務局)** 確認できていないため、あくまで推測となってしまうが、各条例の制定当時には、統合して設置するという考えがなく、また、他の地方公共団体等において参考となるような事例もなかったためであると考えられる。
- (委 員) 諮問資料 3 ページ目に「担任事項が追加されることに伴い、諮問事案が重なった場合などに備え、審査会が指名した委員に調査権限を付与することができる規定」を新設するとあるが、具体的にはどのような場面を想定しているのか。
- (事務局) 例えば、昨年度のように公文書公開決定等に係る審査請求が3件、4件と立続け に諮問されているとき、更に保有個人情報の開示等に係る審査請求が諮問された場合、審査会 全体で審議を行うことは審議の効率性を損なうおそれがある。こうしたときに、委員の中から 1名を御指名いただき、当該委員には、単独で、審査請求人及び処分実施機関の双方の意見の 事前聴取をしたり、対象文書を見分して原処分の妥当性に一定の判断をつける役割を担ってい ただくことを想定している。
- (委員)対象文書の見分は委員全員で行うべきであると考える。神奈川県の情報公開条例にも同様の規定が設けられているが、神奈川県が当該規定を適用しているのは、口頭意見陳述だけである。神奈川県では、審査請求人が口頭意見陳述を申し立てた場合において、委員全員の日程が調整つかないときは、指名された委員が単独で口頭意見陳述を実施し、後日、当該口頭意見陳述の議事録を委員全員で確認するという方法を採用している。
- **(事務局)** 細かな運用については、今後、審査会から御意見をいただきながら決定していきたい。
- (委 員)委員全員の日程の調整がつく限り、口頭意見陳述も含め、基本的には委員全員で 審議を進めていくことが適当であると考える。
- (委員長)他に御意見等ないようであれば、「情報公開審査会の改称について(第19条・第20条の2・第23条関係)」については、諮問されたとおり条例を見直すことは適当である旨を答申することとしてよろしいか。

## **<各委員>**了承

答申書(案)の作成については、本日の審議内容を踏まえて委員長に一任することとし、書面による各委員の持回りによる確認を経た上、答申書の内容を確定することとなった。

## (4) その他の質疑応答

(委員)本日諮問された事項以外に、制度運用上の問題等によって見直しを行う規定はないのか。

(事務局)情報公開条例第16条に規定する手数料の見直しを検討しているところである。

(委 員) 先ほど別に説明があった行政機関等匿名加工情報に係る手数料ではなく、通常の公文書公開請求に係る手数料を見直すということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) どのような見直しを検討しているのか。

(事務局) 見直しの要否も含め、詳細については、現在検討中である。

## 3 その他

事務局が、本日の審議内容及び審査会からの答申を踏まえて条例の見直し案を再度検討し、令和4年9月1日から横須賀市市民パブリック・コメント手続条例の規定に基づくパブリック・コメント手続を実施する予定であることを報告した。

## 4 閉 会

以上で本日の審議を終了したので、委員長は11時15分に会議の閉会を宣した。